

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2025年 9 月10日	
【会社名】	株式会社くすりの窓口	
【英訳名】	Kusurinomadoguchi, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 幸治	
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋二丁目43番 1 号	
【電話番号】	03-6712-7406	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 外間 健	
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目43番 1 号	
【電話番号】	03-6712-7406	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 外間 健	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	535,680,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	144,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2025年9月10日開催の取締役会決議によります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、2025年9月10日、当社グループの中長期的な株主価値拡大に対する当社グループ役職員の参画意識やモチベーションの向上を企図して、当社が保有する自己株式(以下、「当社株式」といいます。))を取締役、監査役、各事業部の部門長・マネージャーといった業務上の責任を担う者(以下、「対象者」といいます。))に適正な価格で譲渡すること(以下、「本自己株式処分」といいます。))を決定いたしました。

本自己株式処分は、第三者割当による当社株式の譲渡(売買)です。処分株式数につきましては後日確定いたしますが、最大144,000株を処分する予定です。対象者に対する奨励金はなく、金銭債権の付与を伴う株式報酬でもありません。対象者自身による金銭の抛出によって当社との間で当社株式の売買を行うものであり、対象者自らが現時点で資金を負担し、個々人が株主という立場でも当社グループに關与することが重要と考えて採用したスキームであります。それによって一定のリスクを負ったうえで当社グループにおける各人の職務を遂行し、その結果として株主価値拡大のリターンを享受することを狙いとしております。

本自己株式処分は、2025年8月22日付臨時報告書に記載の主要株主である筆頭株主に該当しなくなった株主である投資事業組合の出資者からの当社株式売却希望があり、株式市場での売却による当社株式需給への短期的な影響を緩和し、既存の株主様への影響を軽減するという観点から自己株式を取得したことを端緒として検討を開始しました。対象者のうち希望者には当社から株式取得資金を融資する予定ですが、給与天引き等により当然ながら元金返済と金利支払いを伴うものであり、実質無償で株式を取得できる株式報酬制度や資金負担の発生を将来に繰り延べできるストックオプションよりも、既存の株主の皆様への影響を軽減できるという点において、当社が考える参画意識やモチベーションの向上に適したスキームであると考えております。

特に、対象者の一人である代表取締役社長 堤 幸治については、事業開始時から今日までの成長に大きく貢献してきましたが、今後についてのコミットメント及び長期的視点で経営に取り組むため、最も多くの当社株式を譲渡する予定です。2025年3月期末時点における持株比率が1.62%にとどまる堤 幸治がリスクをとって株式を購入し、より大きなオーナーシップを保有することで、株主・投資家の皆様と同じ目線で経営を行い、更なるリーダーシップを発揮して当社の長期的な成長と企業価値の拡大を実現させる環境を構築することが本自己株式処分の狙いのひとつであります。

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	144,000株	535,680,000	—
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	144,000株	535,680,000	—

(注) 1. 本件は、金銭出資による第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 募集の相手方の人数及びその内訳は、次のとおりであります。

対象者	人数	割当株式数
当社役員	2名	56,300株
当社従業員兼子会社役員	12名	49,800株
当社従業員	24名	36,900株
当社子会社役員	1名	800株
当社子会社従業員	1名	200株
合計	40名	144,000株

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
3,720	—	100株	2025年9月26日(金)	—	2025年9月26日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の株式譲渡契約を締結し、払込期日までに後記(4) 払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法とします。
4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当社との間で当該株式の株式譲渡契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当ては行われなないこととなります。
5. 割当てが行われなかった場合の株式は、当社が引き続き自己株式として保有し、他社との資本業務提携・M & Aによる事業買収等の対価など、機動的に活用してまいります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社くすりの窓口 管理本部	東京都豊島区池袋二丁目43番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
535,680,000	450,000	535,230,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。
2. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書の作成費用であります。消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

割当予定先の希望があれば株式取得資金を融資することを予定しており、その原資に充当することを予定しております。また、当社は本自己株式250,000株を取得する際に10億円の銀行借入を行っており、残額については毎月の約定返済に充当することを予定しております。

割当対象者に融資を行った場合、給与天引き等により元金返済と金利支払いを受けます。融資金利は、長期金利をベースとした当社借入の基準金利に一定のスプレッドを上乗せしたものとし、当該基準金利の変動に応じて見直すこととします。また、融資により取得した株式については担保徴求し、適切な保全策を講じます。融資完済前に退職する場合には、担保差入れした株式の売却等により全額返済を行うこととしております。これらにより、融資金額の回収リスクは抑えられております。

既存の株主の皆様への影響を軽減しつつ、当社グループ役職員の参画意識やモチベーションの向上を図るために株式取得を促進する方策として検討されたスキームにおける資金使途であり、その合理性は認められるものと考えております。

また、融資実施後の残額については、当社の自己株式取得に係る銀行借入の返済に充当する予定であるため、同様に合理性は認められるものと考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、提出者と割当予定先との間の関係

氏名	住所	職業の内容	提出者と割当予定先との関係			割り当てようとする株式の数 (株)
			資本関係 (2025年3月末時点当 社株式保有数) (株)	人的関係	技術関係 または 取引関係	
堤 幸治	東京都北区	当社役員	181,800	当社役員	該当事項なし	53,700
大木 弘明	東京都中央区	2名	600	当社役員	該当事項なし	2,600
宮本 幸輝	東京都豊島区	当社従業員 兼当社子会社役員	47,400	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	13,400
岩城 周平	埼玉県ふじみ野市	12名	1,800	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	13,400
黒宮 健	東京都豊島区		900	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	5,300
松井 純平	東京都豊島区		1,400	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	2,600
弓削 恭一	東京都台東区		700	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	2,600
中本 剛志	宮城県仙台市		0	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	2,600
山口 遊生	埼玉県北足立郡		0	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	2,600
西田 啓太郎	神奈川県川崎市		0	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	2,600
川田 敦	埼玉県川口市		900	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	1,300
東司 隆博	東京都世田谷区		0	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	1,300
好井 大智	京都府京都市		0	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	1,300
滝澤 宏昌	栃木県小山市		9,100	当社従業員 兼当社子会社役員	該当事項なし	800

金井 孝晋	東京都足立区	当社従業員 24名	500	当社従業員	該当事項なし	4,000
山田 惇樹	神奈川県茅ヶ崎市		0	当社従業員	該当事項なし	4,000
川上 浩司	東京都練馬区		19,800	当社従業員	該当事項なし	2,600
増子 貴之	埼玉県越谷市		300	当社従業員	該当事項なし	2,600
赤井 結喜	東京都清瀬市		0	当社従業員	該当事項なし	2,600
金崎 泰輔	東京都足立区		3,000	当社従業員	該当事項なし	1,300
熊沢 正悟	神奈川県横浜市		2,300	当社従業員	該当事項なし	1,300
金 東奎	埼玉県新座市		100	当社従業員	該当事項なし	1,300
宮本 翔太	東京都西東京市		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
千原 良太	福岡県福岡市		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
小林 真	東京都豊島区		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
鈴木 賢司	愛知県名古屋市中		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
木村 圭佑	東京都板橋区		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
川上 和史	福岡県福岡市		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
宮本 崇仁	大阪府大阪市		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
秋田 優	東京都板橋区		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
岩村 克典	東京都豊島区		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
伊藤 潤	埼玉県新座市		0	当社従業員	該当事項なし	1,300
高尾 大地	大阪府東大阪市		0	当社従業員	該当事項なし	1,000
永田 一貴	愛知県日進市		0	当社従業員	該当事項なし	800
柳澤 菜大	東京都豊島区		0	当社従業員	該当事項なし	800
北村 真吾	大阪府寝屋川市		0	当社従業員	該当事項なし	800
小関 駿太	東京都立川市		0	当社従業員	該当事項なし	500
宇野 圭祐	神奈川県横浜市		0	当社従業員	該当事項なし	300
宮瀬 章浩	兵庫県神戸市	当社子会社役員 1名	0	当社子会社役員	該当事項なし	800
安永 明美	兵庫県神戸市	当社子会社従業員 1名	0	当社子会社従業員	該当事項なし	200
合計	—	—	270,600	—	—	144,000

（注）「資本関係（2025年3月末時点当社株式保有数）」は、2025年3月31日現在の株主名簿を基準としております。役員持株会および従業員持株会を通じた保有については算入しておりません。

（2）割当予定先の選定理由

当社グループの中長期的な株主価値拡大に対する当社グループ役職員の参画意識やモチベーションの向上を企図して自社株の保有を促すこととし、当社グループの取締役、監査役、各事業部の部門長・マネージャーといった一定の役職者の中から特に業務上の責任を担い、当社グループの各部門を牽引していくことが期待されている者を割当予定先として選定しております。対象者が自ら資金を負担することによって一定のリスクを負ったうえで当社グループにおける各人の職務を遂行し、その結果として株主価値拡大のリターンを享受することを狙いとしております。

（3）割り当てようとする株式の数

当社普通株式 144,000株

（4）払込みに要する資金等の状況

それぞれの割当予定先に対する割当株式数は、当社グループにおける各人の報酬・給与や保有する当社株式数など 資産背景を確認のうえ決定しております。また、割当予定先からの希望があれば、当社からの資金借入を選択できることから、払込みは確実に行われる見通しです。資金借入を行う場合には、取得した当社株式を担保として差し入れることとしており、適切な資産保全策を講じます。

（5）割当予定先の実態

割当予定先は、本有価証券届出書提出日現在、当社グループに在籍している役職員、かつ当社グループにおいて相応の役割を担っている一定以上の役職者であり、それぞれ勤務実態を確認しております。

また、当社において第三者機関が提供しているデータベースを利用し、グループ全役職員について、反社会的勢力等を連想させるキーワードによって過去の新聞記事等の検索を行うことにより、反社会的勢力等との関わりの有無について1年に1回調査しております。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力と関係を有していないと判断しております。

以上から当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（6）株券等の保有方針

当社株式の長期保有による参画意識やモチベーションの向上が最大の狙いですが、自己資金によって取得する場合には、ロックアップや譲渡制限などの条件を設定しておりません。当社からの資金借入によって取得する場合には、当該株式を担保徴求するため、給与天引きによる借入完済後の売却、退職時等の借入繰上げ一括返済のための売却といったケース以外は継続保有することとなります。

また、当社グループ役職員が当社株式を売買する際には、当社管理部門への事前申請を必要としており、それによりインサイダー取引を防止する体制を整備しております。さらに、本自己株式処分の対象者から、割当を受ける日から2年間に於いて本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告し、株式会社東京証券取引所を通じて公衆の縦覧に供することを確約する書面の提出を受けることとしております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため2025年9月9日（本有価証券届出書提出日前日）の東京証券取引所における当社株式終値（3,720円）としました。これは、取締役会決議日前日のマーケット・プライスであり、合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、本有価証券届出書提出日の東京証券取引所における当社株式終値の最近期間の終値平均からの乖離率（小数第三位を四捨五入しています。）は次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2025年8月12日～2025年9月9日）	3,770円	▲1.35%
3ヶ月（2025年6月10日～2025年9月9日）	3,387円	+9.82%
6ヶ月（2025年3月10日～2025年9月9日）	2,807円	+32.51%

当社の監査役会（3名中割当予定先である監査役を除く2名、両名とも社外監査役）は、上記処分価額について、本自己株式の処分価額は取締役会決議日前日の終値とされており、東京証券取引所における最近1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均からの乖離率に鑑み、既存株主に対して著しく不利益を与えるような「割当先に特に有利な価格」に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

希薄化の規模（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかし、当社グループにおける一定以上の役職者の中から特に業務上の責任を担い、当社グループの各部門を牽引していくことが期待されている者に対する参画意識やモチベーション向上策として特に過大とは考えておらず、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

発行済株式数（2025年3月31日時点）	11,223,000株	1.28%
総議決権数（2025年3月31日時点）	112,189個	1.28%

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合(%)
株式会社E P A R K	東京都港区芝浦4丁目16-25	4,218,916	38.46%	4,218,916	37.96%
SBIイノベーションファンド 1号	東京都港区六本木1丁目6-1	1,802,700	16.43%	1,802,700	16.22%
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル南館内	974,554	8.88%	974,554	8.76%

株式会社N B S E	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 2 4 - 1 2 渋谷スクランブルスクエア 3 9 階	683,524	6.23%	683,524	6.15%
野村信託銀行株式会社 （投信口）	東京都千代田区大手町 2 丁目 2 - 2	396,800	3.61%	396,800	3.57%
木下 圭一郎	東京都千代田区	212,500	1.93%	212,500	1.91%
堤 幸治	東京都北区	181,800	1.65%	235,500	2.11%
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋 1 丁目 4 - 1 0	156,800	1.43%	156,800	1.41%
フリービット株式会社	東京都渋谷区円山町 3 番 6 号	144,522	1.31%	144,522	1.30%
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2 丁目 4 - 2	135,800	1.23%	135,800	1.22%
計		8,907,916	81.21%	8,961,616	80.64%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第３位を切り捨てております。

２．上記のほか、当社は本自己株式処分前に自己株式250,112株（2025年８月31日現在）を保有しております。

３．「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年３月31日現在の株主名簿を基準とし、2025年８月22日提出の臨時報告書に記載の主要株主である筆頭株主の異動および2025年８月25日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得250,000株を反映させて記載しております。

４．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年３月31日時点の総議決権数（112,189個）を基準とし、2025年８月25日開催の取締役会決議による自己株式取得後の自己株式分の議決権数（2,501個）を減じ、本自己株式処分により増加する議決権数（1,440個）を加えた数（111,128個）に対する割合であります。

６【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第 1 [事業等のリスクについて]

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第 2 [臨時報告書の提出]

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第21期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2025年9月10日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(2025年6月25日提出の臨時報告書)

1．提出理由

当社は、2025年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 資本金の額の減少の件

第3号議案 会計監査人選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役5名選任の件 田中 伸明 堤 幸治 外間 健 山本 純偉 村岡 丈到	90,230 90,237 94,042 94,036 94,034	3,892 3,885 80 86 88	- - - - -	(注) 1	可決
第2号議案 資本金の額の減少の件	94,046	78	-	(注) 2	可決
第3号議案 会計監査人選任の件	94,060	64	-	(注) 1	可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2025年8月22日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主である筆頭株主に該当することとなった株主の概要

名称	株式会社E P A R K
所在地	東京都芝浦四丁目16-25
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 押切 孝平
事業内容	各種業種業態における予約サービス「E P A R K」のプラットフォーム開発
資本金	9,000万円

主要株主である筆頭株主に該当しなくなった株主の概要

名称	N B S Eヘルステック投資事業有限責任組合
所在地	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア39階
代表者の役職・氏名	株式会社N B S E（旧 日本事業承継アントレプレナーズ株式会社）代表取締役 田中伸明
事業内容	投資事業組合財産の運用および管理

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

株式会社E P A R K

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年3月31日)	31,350個 (3,135,000株)	27.94%	第2位
異動後	42,189個 (4,218,916株)	37.60%	第1位

() 異動前および異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日付現在の総株主の議決権の個数を基準に算定しており、小数点以下第3位を切り捨てております。

N B S Eヘルステック投資事業有限責任組合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025年3月31日)	31,404個 (3,140,400株)	27.99%	第1位
異動後	0個 (0株)	0.00%	-

() 異動前および異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、2025年3月31日付現在の総株主の議決権の個数を基準に算定しており、小数点以下第3位を切り捨てております。

(3) 当該異動の年月日

2025年8月25日（予定）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,576,976千円

発行済株式総数 普通株式 11,223,000株

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月24日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月24日

株式会社くすりの窓口

取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 関 隆浩

指定社員
業務執行社員

公認会計士 野池 毅

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山口 大希

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社くすりの窓口の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くすりの窓口及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の発生及び期間配分の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社くすりの窓口（以下、「会社」）及び連結子会社は、主に調剤薬局、医療機関、介護施設などの顧客の収益と生産性の向上及び個人ユーザー（患者）に利便性を提供することを目的として、メディア事業、みんなのお薬箱事業、基幹システム事業、その他事業を運営し、いずれの事業もITを利用した各種サービスを提供している。会社の売上高は7,622百万円と連結売上高11,199百万円の68%を占めている。 注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、会社はいずれの事業においても関連する機器の販売、システム利用等、顧客へのサービスの提供が完了した時点で収益を認識している。 会社の売上の収益認識に当たっては、一般的に、売上高は財務諸表利用者が最も重視する指標の一つであり業績予想の金額が外部に公表されているため、経営者及び営業部門は当該業績予想達成のプレッシャーを感じる可能性がある、また、売上高は販売管理システムを経由せずに直接会計システムへ計上することが可能である。これらのことから、特に年間を通じた業績達成のために、期末月の売上が不適切に計上されるリスクが高い。 以上から、当監査法人は、会社の売上高の発生及び期間配分の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の売上高の発生及び期間配分の適切性を検討するため、主に以下の手順を実施した。 ・売上高の発生及び期間配分の適切性に係る内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した。 ・売上高の取引先別月次推移分析を実施し、売上高が大きく増減している取引先について、会社への質問を実施してその理由を確認するとともに、売上計上の根拠資料を閲覧した。 ・決算月の売上高について、一定の条件で抽出した取引について証憑突合を実施した。 ・債権管理表から債権の回収状況を把握し、期末時点において回収が長期化している債権については会社要因を質問し、関連資料を閲覧することで、実在する売上取引であることを確かめた。 ・販売管理システムを経由せず直接会計システムに計上された売上高の有無を確認するために、販売管理システムの売上高と会計システムに計上された売上高の突合を実施した。 ・決算月の翌月に計上されたマイナスの売上高について、会社への質問により内容を把握し、証憑突合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月24日

株式会社くすりの窓口
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 隆浩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野池 毅

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山口 大希

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社くすりの窓口の2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社くすりの窓口の2025年 3 月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の発生及び期間配分の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（売上高の発生及び期間配分の適切性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告

することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。